

平成 13 年 9 月 5 日 制定（国空機第 558 号）

平成 23 年 6 月 30 日 一部改正（国空機第 282 号）

平成 31 年 3 月 1 日 一部改正（国空機第 1271 号）

令和 4 年 9 月 7 日 一部改正（国空機第 456 号）

## セキュラリティ

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名：セキュラリティについて

### 1. 目的

航空法その他関連法令（以下「法令」という。）に基づき発行された通達等は、航空機、装備品等の安全基準、環境基準及びこれらに関係すると認められるものについて、セキュラリティとして取り纏められている。

本セキュラリティは、セキュラリティの対象・体系・区分について説明を行うとともに、個々のセキュラリティに、準拠とする関連法令を示すことにより、行政手続法上の審査基準、処分基準又は行政指導指針のいずれに該当するものであるかを明らかにすることを目的とする。

### 2. セキュラリティの対象

セキュラリティの対象は、法令に基づく申請等を行おうとする場合の手続き、許認可等を行った事項の適切な維持管理をするための手続きその他を明確にするために国土交通省航空局安全部関係課が発行した通達等のうち、航空機安全課が以下のような関係者に周知・明示することが適切と判断したものであり、第 3 項により体系化して発番される。

- ・航空機及び装備品等の設計者
- ・航空機及び装備品等の製造者
- ・航空運送事業者及び航空機使用事業者
- ・航空機使用者、無人航空機使用者
- ・整備・修理事業者（認定事業場を含む）
- ・整備・修理を実施する者

- ・無人航空機の設計者
- ・その他、サーキュラーの内容を周知することが適切であると判断した者

### 3. サーキュラーの番号体系

サーキュラーは、以下のとおり番号を付すこととする。

No.1-001

↓ 続き番号を示す。

以下の分類を示す。

- 1 … 航空機・装備品の証明・承認に係る手続・方針等
- 2 … 事業場認定に係る手続・方針等
- 3 … 整備一般に係る手続・方針等
- 4 … 航空運送事業・航空機使用事業に係る手続・方針等
- 5 … 運航関係承認に係る手続・方針等
- 6 … その他一般的方針等
- 7 … 各種一覧表
- 8 … 無人航空機の認証に係る手續・方針等

### 4. サーキュラーの区分

サーキュラーは、次に掲げる区分により発行する。

#### (1) 審査基準

申請により求められた許認可等を行うか否かをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

#### (2) 処分基準

不利益処分を実施するか否か又はどのような不利益処分を実施するかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

#### (3) 行政指導指針

同一の行政目的を実現するため、一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項

上記のうち、(1)及び(2)のサーキュラーは、法令の定めに従って判断するために必要とされるものであり、各々のサーキュラーの本文中に、当該基準が準拠とする関連法令と、関連法令により求められる手続き及び基準の詳細が示される。

(1)及び(2)のサーキュラーの適用を受ける者は、原則として、当該サーキュラーに従って手続き等を行うことが求められる。ただし、合理的な

理由により必要性が認められる場合に限り、当該サーキュラーの適用を受ける者は、当局内での手続きを経た上で、上位法令の規定に反しない範囲でサーキュラーからの一部逸脱が認められる。

なお、現在発行されているサーキュラーのうち、(3)に区分されるものは、以下のとおり。

サーキュラー番号	件名
1-027	飛行規程のJCAB Supplement作成ガイダンス
1-301	事前調整実施のための指針
2-006	業務規程作成ガイダンス
6-002	航空機故障報告制度について
6-013	航空安全情報管理・提供システムによる安全情報サービス利用要領

## 5. サーキュラーの書式及び問い合わせ先

各サーキュラーについて担当が記載されているので、内容に関する意見・質問等がある場合には記載された担当あてに問い合わせること。(最寄りの航空機検査官室、整備審査官室を経由することを推奨する。)

## 6. 旧番号体系のサーキュラーについて

第3項に掲げるサーキュラ一体系に移行する前のサーキュラー番号(TCL、TCM、TCC及びTCI)が付されたサーキュラーについては、当該サーキュラーの実質改正時に、第3項に掲げる体系により新たな番号を付して体系化する。

### 附則

- 本文書は平成13年9月5日から適用する。なおTCL-1B-2000(平成12年1月6日付け)及び「サーキュラ一体系の変更について」(空機第1443号、平成12年12月22日付け)は、廃止する。

### 附則(平成23年6月30日)

- 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

### 附則(平成31年3月1日)

- 本サーキュラーは、平成31年3月1日から適用する。

附則（令和4年9月7日）

1. 本サーチュラーは、令和4年9月7日から適用する。

本サーチュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術基準企画室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8111 (代表)

FAX 03-5253-1661